

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県南佐久郡南牧村

2 構造改革特別区域の名称

南牧村福祉有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県南佐久郡南牧村の全域

4 構造改革特別区域の特性

南牧村は、長野県の東端に位置し、東西 16km、南北も 16km あり、北は小海町、西は八ヶ岳連峰を境として茅野市に、東は山梨県北杜市（旧須玉町）川上村・南相木村に、南は山梨県北杜市（旧高根町）に接している。村の総面積は 133.1k m²で、標高 1,000m 以上の千曲川沿いに 5 集落、1,200m 以上の野辺山高原に 4 集落、飯盛山南側に 1 集落が点在する高原の村である。村内を南北に国道 141 号と JR 小海線が走り、村内外、県外大都市圏への主要交通手段となっている。人口は平成 17 年 9 月 1 日現在で 3,445 人で、65 歳以上の人口は 938 人（平成 17 年 9 月 1 日現在）で高齢化率 27.2%となっており、平成 19 年度には、28.0%になると推計されている。一人暮らし高齢者 66 人（平成 17 年 9 月 1 日現在）、要支援・要介護認定者数 95 人（平成 17 年 9 月 1 日現在）、身体障害者手帳交付者数 157 人（平成 17 年 9 月 1 日現在）、療育手帳交付者数 19 人（平成 17 年 9 月 1 日現在）、精神障害者福祉手帳交付者数 25 人（平成 17 年 9 月 1 日現在）で、移動制約者が多数いる。

公共交通機関は JR 小海線と民間タクシー会社が 1 社（野辺山観光タクシー有限会社）あるが、移動制約者は、JR を利用するにあたり、駅へ行くまでの交通手段を確保することが難しく、駅へ到着した際にも、駅構内の階段の昇降や乗り口までの距離の移動は困難である。特に、タクシー会社は福祉車両を有しておらず、移動制約者に対する十分な輸送サービスは確保されていない現状がある。

また、移動制約者は、生活に最低限必要な医療機関で受診する際にも、家族、親戚、知人、隣人、民生児童委員等の送迎に頼らざるを得ないことから、近年、南牧村診療所の医師や看護師による往診、訪問看護が増加傾向にある。また食品等生活必需品や介護用品等の買い物が困難など、日常的に不便を強いられている。とりわけ食料品の購入については、村外にスーパーが進出した影響による村内商店の閉店など、移動制約者に厳しい状況となっている。生活に欠かせない外出でさえ不便な現状では、健康で文化的な生活を送るための外出などは大変難しい状況である。

こうした状況から、移動制約者は外出において、他者の支援が必要になり、消極的にならざるをえず、「閉じこもり」状態を作り出していると言っても過言ではない。

このことから当村では、公共交通機関の利用が困難な移動制約者に対して、「外出支援事業」と「福祉バス事業」を実施し、移動手段の確保を図ることで、この地域で自立した生活を送るための支援をしている。

さらに、当村では福祉有償運送でサポートし、地域の連携・地域福祉の拡大を図る。

5 構造改革特別区域計画の意義

社会福祉協議会が、移動制約者、家族、親戚、知人、隣人、民生児童委員の意見・要望に対応し、福祉支援として福祉輸送サービスを実施することにより、移動制約者が地域社会において移動交通手段を確保することができ、安心して健やかな生活を送ることができる。さらに、移動交通手段を確保することで、移動制約者の家族、親戚、知人、隣人、民生児童委員の負担軽減にも繋がる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当村は移動制約者の「自分の必要とする時に、必要とする所へ、気兼ねなく出かけた」という願いを叶える手段として、福祉有償運送を位置付けている。

生活に必要な医療機関への受診、日用品の買い物等、自分で予定を立て、行動に移すことで、その人の自立した生活の意欲は増し、出かけることにより生まれる人との交流は何物にも代えがたいものになると思われる。

南牧村総合福祉ゾーン基本構想・第 章老人保健福祉計画の基本方針である、「住み慣れた家庭・地域で自立した生活が行える」ように、また、多様化するニーズに対応するため、サービスメニューの開発を図り、住民自らが必要なサービスを選択できるように、福祉有償運送サービスを実施することにより、移動制約者の自立を促し、生活の質を高めることが目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送により移動制約者の希望に応じたサービスが提供される。また、移動制約者の中には、外に出る交通手段がなく、家にこもりがちな方がいる。このような方々が、通院など必要最小限の外出のみならず、生活必需品・介護用品の買い物等の日常生活での外出、公民館等の生涯学習活動や地域活動、余暇活動等への参加が促され、社会参加によるゆたかな暮らしの実現が期待できる。さらに、移動制約者の介護・介助を担っている家族の通院送迎による時間的な拘束の負担が軽減される事が期待できる。

今後、高齢化の進展により、移動制約者の増加は必至であり、当村社会福祉協議会の活動に加え、ボランティア等による移動支援が活性化されることにより、福祉に対

する住民意識の向上が期待できる。

8 特定事業の名称

NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206 (1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する
事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 高齢者・障害者バス無料乗車券 (福祉バス利用者証) の交付

高齢者・障害者にバス無料乗車券 (福祉バス利用者証) を交付する。

・利用対象者

生活保護者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者、
知的障害者、精神障害者のうち福祉バス利用希望者

(高齢者は村長の認める者)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の
内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206 (1216)

N P O 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の社会福祉法人等

3 当該規則の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

社会福祉法人 南牧村社会福祉協議会等

(2) 事業がおこなわれる地域

出発地又は到着地が南牧村

(3) 事業により実現される行為

社会福祉法人等は、予め輸送実施主体に登録をした会員（移動制約者）及びその同伴者に対し、セダン型車両を使用して、福祉有償運送サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

JR 小海線と民間タクシー会社が 1 社（野辺山観光タクシー有限会社）があるが、これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した運送手段がない状況である。また JR 小海線においては、駅へ行くまでの交通手段を考える必要があり、運行本数も少ないため、移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていない。このため、新しい移動支援策として福祉有償運送サービスの提供を行う。

なお、事業の実施管理のため、南牧村福祉有償運送運営協議会を設置し、次の事項の協議・調整を行う。

(1) 南牧村福祉有償運送運営協議会

協議会の構成

協議会の委員は、10 名以内で構成し、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- ・ 村長又はその指名する職員
- ・ 地方運輸局長若しくは運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 想定される有償運送の利用者の代表

- ・タクシー等関係公共交通機関の代表
- ・公共交通に関する学識経験者

協議会の開催

- ・協議会の会議は、同会議で選任された会長が招集し、議長となる。
- ・会議は、次に掲げる場合に開催する
 - 法第 80 条第 1 項の許可又は変更及び更新の申請が行われるとき
 - 福祉輸送サービス事業の適正実施に不備が生じたとき
 - その他福祉輸送サービス事業の適正実施に必要があるとき
- ・会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- ・会長は、必要に応じ申請者に協議会への出席を求め、意見を聞く事ができる。

(2) 運送の対象

福祉有償運送の対象

福祉有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び第 4 項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 238 号）第 4 条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(3) 運送主体

事業の実施主体は、社会福祉法人南牧村社会福祉協議会とする。

使用車両

- ・車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にする装置を要する自動車及びセダン型などの一般車両によるものとする。
- ・道路運送法第 80 条第 1 項に基づく許可に係る有償運送であること、運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について、利用者に見やすいように掲示しなければならない。

運転者

- ・普通第二種免許を有することを基本とする。
- ・前項によりがたい場合は、次の下記をすべて満たす者であって、十分な能力及び経験を有すると認められた者は、運転に従事できるものとする。

普通第一種免許を取得後 3 年以上が経過し、直近の 2 年間に 1 日以上の運転免許停止処分を受けたことのない者

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき社会福祉協議会が自主的に行う福祉輸送に関する研修を受けた者

損害賠償措置

- ・ 事業に使用する車両すべてについて、対人無制限及び対物 1,000 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入しなければならない。

利用料金

- ・ 村内を経営範囲とする一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね 2 分の 1 を目安に、営利に至らない範囲で定めるものとする。

運行管理体制

- ・ 事業の実施に当たり、運行管理責任者を定め、運行管理体制を整備し安全の確保に努めなければならない。
- ・ 村と連携を取りながら、利用者等からの苦情に対し適切に対応し、記録する体制を整えるとともに、責任者を明確にしなければならない。